

生活支援型訪問サービス従事者に係る
「一定の研修」説明会資料
(総合事業の概要)



平成29年2月21日

和歌山市地域包括支援課

〒640-8567 和歌山県和歌山市西汀丁 36 番地
電話：073-435-1197 F A X：073-435-1343
電子メール：chiikihokatsu@city.wakayama.lg.jp

目次

1. この資料における用語の定義	2
2. 和歌山市における総合事業の概要	
(1) 和歌山市の総合事業の開始時期	3
(2) 和歌山市の現状と総合事業の考え方	3
3. 地域支援事業とは	5
4. 総合事業とは	
(1) 総合事業の概要	5
(2) 総合事業の構成	6
(3) 和歌山市の訪問型サービスの基準・単価等について	7
(4) サービス提供の考え方等について	9
5. 介護予防ケアマネジメント	11
6. 請求等について	
(1) 請求の流れ	12
(2) サービスコード	12
(3) サービス併用の可否	12
和歌山市における自立と自立支援の定義	13

1. この資料における用語の定義

○ 総合事業

和歌山市において平成29年4月から実施する介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法第115条の45第1項）のことをいいます。

○ 事業対象者

総合事業実施に伴い新設される基本チェックリストを用いた簡易な手続きにより判定される要支援者に相当する状態の者をいいます。

○ 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者・事業対象者が対象となる介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業です。本市では、平成29年4月から「訪問型サービス」「通所型サービス」「介護予防ケアマネジメント」を実施します。

平成29年4月から実施する和歌山市の介護予防・生活支援サービスは、現行の保険給付と同様、すべて和歌山市が指定した事業者によるサービス提供となります。また、審査・支払も原則、現行同様、国保連合会を活用するものになります。

事業	内容
訪問型サービス (第1号訪問事業)	要支援者・事業対象者に対し、掃除、洗濯など日常生活上の支援を提供
通所型サービス (第1号通所事業)	要支援者・事業対象者に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)	要支援者・事業対象者に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	要支援者・事業対象者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

○ 予防給付

要支援者が対象となる介護保険の保険給付。

○ 介護給付

要介護者が対象となる介護保険の保険給付。

2. 和歌山市における総合事業の概要

(1) 和歌山市の総合事業の開始時期

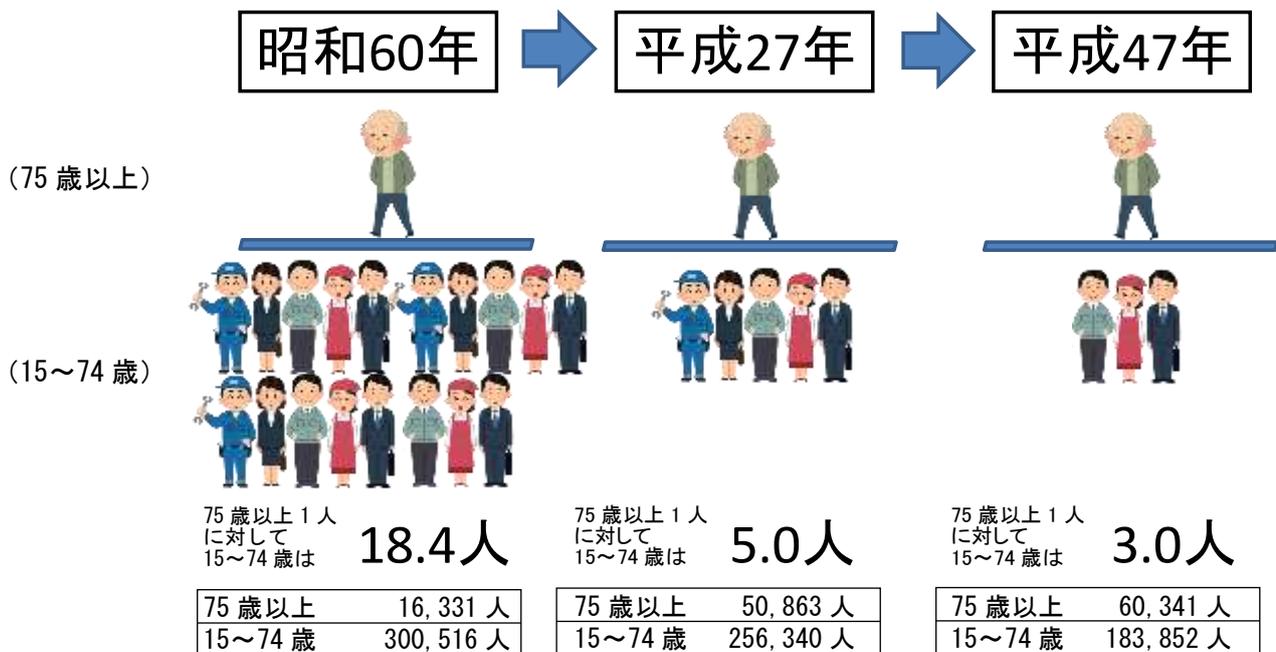
平成29年4月から順次移行（平成30年4月には完全移行）

(2) 和歌山市の現状と総合事業の考え方

今後、高齢者の増加（特に介護等のリスクが高まる75歳以上の人口の増加）と担い手の減少（15～74歳の人口）が同時に進むこととなります。

人口全体の中で支援を必要とする高齢者の比率が大きくなると、サービスを提供する従事者が不足してくることが予測されることから、今後、支援が必要な高齢者がさらに増えても、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、新たなしくみづくりに今のうちから取り組まなければなりません。上昇し続ける介護保険料を抑制しつつ、将来的に不足が見込まれる介護サービスの担い手を確保し、高齢者の生活を支える体制を持続可能なものとしていく必要があります。

人口推移（和歌山市）



総合事業は、これまで全国一律の基準に基づき予防給付として提供されていた訪問介護及び通所介護を市の事業として実施し、多様なニーズに応えるサービスを総合的に提供できるしくみを構築するものです。

高齢者が安心して暮らし続けるためには、生活の継続に必要な買い物や掃除など日常生活上の支援や、生きがいを持って参加できる活動が、これまで以上に必要になると見込まれます。このことから、総合事業では、従来の介護サービス事業所だけでなく、民間企業やNPO法人、ボランティア等の多様な主体によるサービスや生活支援を充実することにより、専門的な職員だけでなく、幅広い担い手で高齢者の暮らしをお手伝いする地域支えあいの体制づくりを推進しています。

また、自分らしく地域で暮らし続けるためには、一人ひとりができる限り介護予防に努めるとともに、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切です。役割を担うことは介護予防にもつながります。地域の誰もが参加できる、身近な場所での「体操の自主グループ」など、住民の自主的な介護予防活動の立ち上げなどを応援します。

事業メニューや事業内容については、和歌山市の実情に応じた内容を提供することとし、本市では平成29年4月から総合事業を開始します。総合事業開始後においても、サービス実施状況や国の動きに応じて適宜必要な見直しを行っていきます。

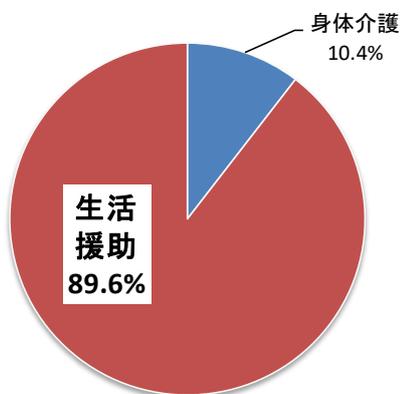
要支援者等のサービス等利用状況（和歌山市）

○ 訪問介護又は通所介護のみの利用者数

- ・本市の要支援認定者のうち、サービスの利用者数は4,888人で、そのうち、訪問介護又は通所介護のみの利用者は3,083人となっています（平成28年2月提供分サービス利用実績）。

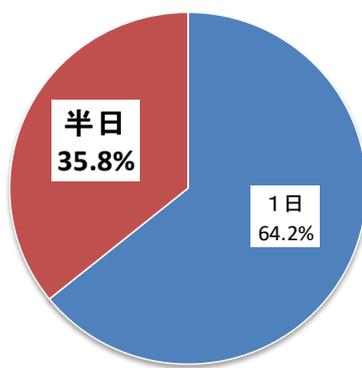
○ 利用状況

訪問介護（要支援1・2）のサービス種別



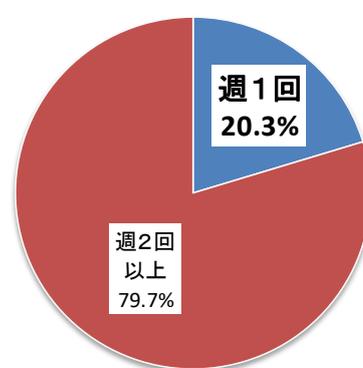
和歌山市指定介護予防訪問介護事業所アンケート調査
回答率：67.1%（171/255事業所）※H28.6

通所介護（要支援1・2）の時間別利用内訳



和歌山市ケアプラン抽出分析調査 ※H28.5

通所介護（要支援2）の回数別利用内訳



和歌山市ケアプラン抽出分析調査 ※H28.5

3. 地域支援事業とは

平成18年4月に介護保険法改正により創設。市町村が責任主体となって実施。

地域支援事業は、「被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援すること」を目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するもの。

4 総合事業とは

介護保険法第115条の45第1項に規定。

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、要支援認定者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

(1) 総合事業の概要

- 総合事業の構成は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2本立てになっています。

① 介護予防・生活支援サービス事業

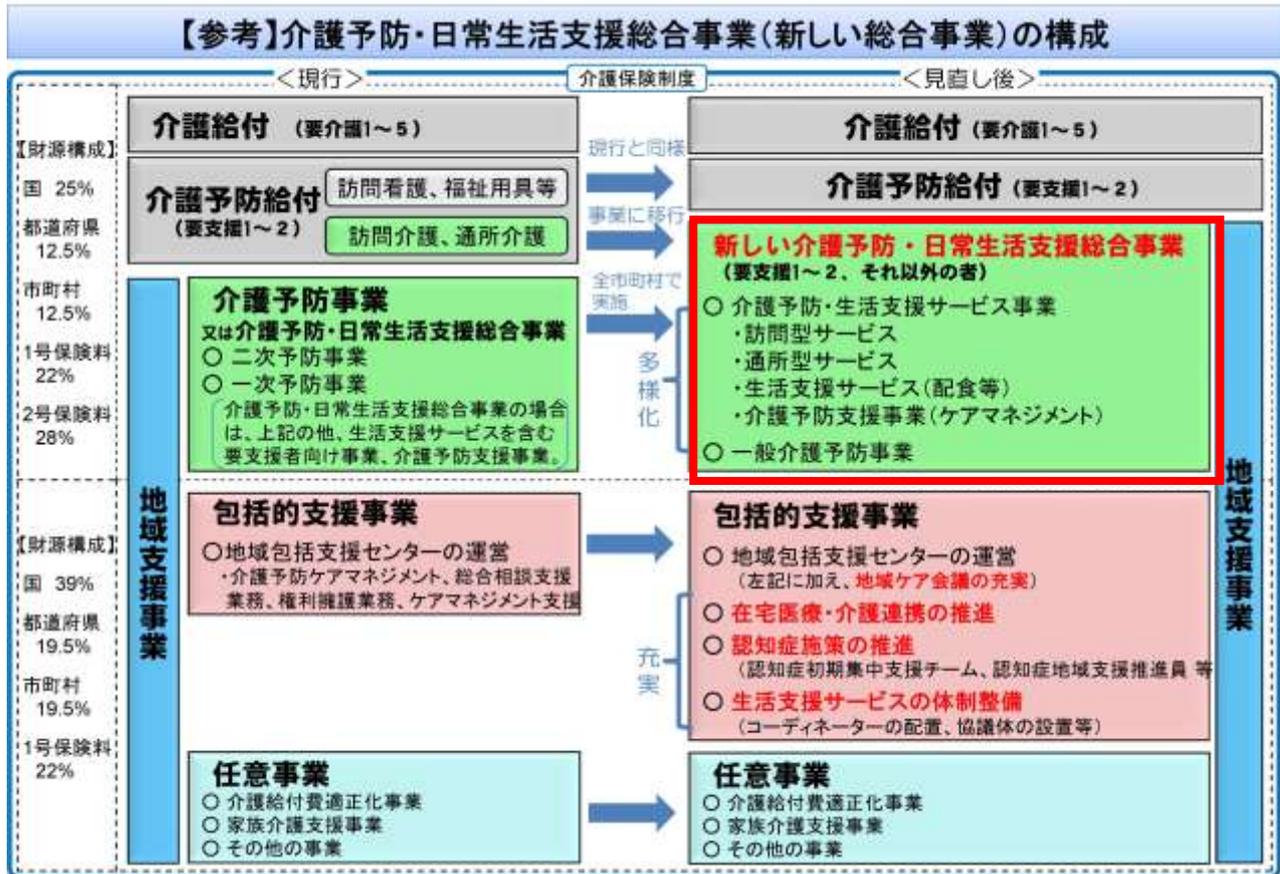
要支援認定者の訪問介護、通所介護を全国一律の給付から市町村事業（地域支援事業）に移管し、現行相当のサービスに加え、幅広い担い手によるサービスを提供できるよう多様化

② 一般介護予防事業

従来の方針を大きく転換する『「地域づくり」の中の介護予防』をコンセプトとした介護予防事業

- 平成27年度の介護保険法の改正により、平成29年4月にすべての市町村が総合事業を実施します。
- 総合事業は、介護保険制度の中に位置づけられた事業であり、財源構成は従来と変わりません。

(2) 総合事業の構成



① 訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援等を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3~6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

(3) 和歌山市の訪問型サービスの基準・単価等について

サービス種別	予防給付型訪問サービス（現行相当サービス）													
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助													
サービス提供の考え方	<p>○ 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース</p> <p>○ ケアマネジメントで、以下のような訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者 ・ 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者 など 													
実施方法	事業者指定													
人員基準	<p>（介護予防訪問介護と同様）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員等</td> <td>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</td> <td>常勤換算2.5以上</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能</p>			必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1	訪問介護員等	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者	常勤換算2.5以上	サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2
	必要な資格	配置要件												
管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1												
訪問介護員等	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者	常勤換算2.5以上												
サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2												
設備基準	（介護予防訪問介護と同様）													
運営基準	（介護予防訪問介護と同様）													
単 価	<p>（介護予防訪問介護と同様）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回 数</th> <th>対象者</th> <th>単 位 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>事業対象者、要支援1・2</td> <td>1,168 単位/月</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>事業対象者、要支援1・2</td> <td>2,335 単位/月</td> </tr> <tr> <td>週2回超程度</td> <td>要支援2相当の事業対象者、要支援2</td> <td>3,704 単位/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 単位＝10,42円</p>		回 数	対象者	単 位 ※	週1回程度	事業対象者、要支援1・2	1,168 単位/月	週2回程度	事業対象者、要支援1・2	2,335 単位/月	週2回超程度	要支援2相当の事業対象者、要支援2	3,704 単位/月
回 数	対象者	単 位 ※												
週1回程度	事業対象者、要支援1・2	1,168 単位/月												
週2回程度	事業対象者、要支援1・2	2,335 単位/月												
週2回超程度	要支援2相当の事業対象者、要支援2	3,704 単位/月												
加算・減算	（介護予防訪問介護と同様）													
利用者負担	1割、一定以上所得者は2割													
支払方法	国保連合会経由で審査・支払													
限度額管理	限度額管理の対象・国保連合会で管理													

サービス種別	生活支援型訪問サービス（緩和型サービス）														
サービス内容	生活援助														
サービスの提供の考え方	○ 身体介護までは必要ないが、家事等の一部に支援が必要なケース（生活援助のみ必要な方） ○ サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供														
実施方法	事業者指定														
人員基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、<u>一定の研修受講者</u> ※2</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>従事者と同じ</td> <td>従事者のうち必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 詳細が決まり次第、市のホームページに掲載します。</p>				必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1以上 ※1	従事者	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、 <u>一定の研修受講者</u> ※2	必要数	訪問事業責任者	従事者と同じ	従事者のうち必要数
	必要な資格	配置要件													
管理者	なし	専従1以上 ※1													
従事者	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、 <u>一定の研修受講者</u> ※2	必要数													
訪問事業責任者	従事者と同じ	従事者のうち必要数													
設備基準	（介護予防訪問介護と同様）														
運営基準	（介護予防訪問介護と同様）														
単 価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回 数</th> <th>対象者</th> <th>単 位 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度 （月5回まで）</td> <td>事業対象者、要支援1・2</td> <td rowspan="3">225単位/回</td> </tr> <tr> <td>週2回程度 （月10回まで）</td> <td>事業対象者、要支援1・2</td> </tr> <tr> <td>週3回程度 （月15回まで）</td> <td>要支援2相当の事業対象者、要支援2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 単位＝10,42円</p>			回 数	対象者	単 位 ※	週1回程度 （月5回まで）	事業対象者、要支援1・2	225単位/回	週2回程度 （月10回まで）	事業対象者、要支援1・2	週3回程度 （月15回まで）	要支援2相当の事業対象者、要支援2		
回 数	対象者	単 位 ※													
週1回程度 （月5回まで）	事業対象者、要支援1・2	225単位/回													
週2回程度 （月10回まで）	事業対象者、要支援1・2														
週3回程度 （月15回まで）	要支援2相当の事業対象者、要支援2														
加算・減算	なし														
利用者負担	1割、一定以上所得者は2割														
支払方法	国保連合会経由で審査・支払														
限度額管理	限度額管理の対象・国保連合会で管理														

(4) サービス提供の考え方等について

【和歌山市の訪問型サービスの類型】

サービス種別	予防給付型訪問サービス (現行相当サービス)	生活支援型訪問サービス (緩和型サービス)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助
サービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース</p> <p>○ケアマネジメントで、以下のような訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者 など 	<p>○身体介護までは必要ないが、家事等の一部に支援が必要なケース (生活援助のみ必要な方)</p> <p>○サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供</p>
留意点等	<p>「和歌山市における自立と自立支援の定義」に沿ってケアマネジメントを行い、ケアプランを作成してください。</p> <p>訪問型サービスを必要と判断し、その上で、以下の場合に利用できます。</p> <p>○身体介護のみ、又は身体介護と生活援助の一体的な提供が必要な場合</p> <p>○ケアマネジメントで、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる場合</p>	<p>「和歌山市における自立と自立支援の定義」に沿ってケアマネジメントを行い、ケアプランを作成してください。</p> <p>訪問型サービスを必要と判断し、その上で、以下の場合に利用できます。</p> <p>○生活援助のみ必要な場合</p>

身体介護

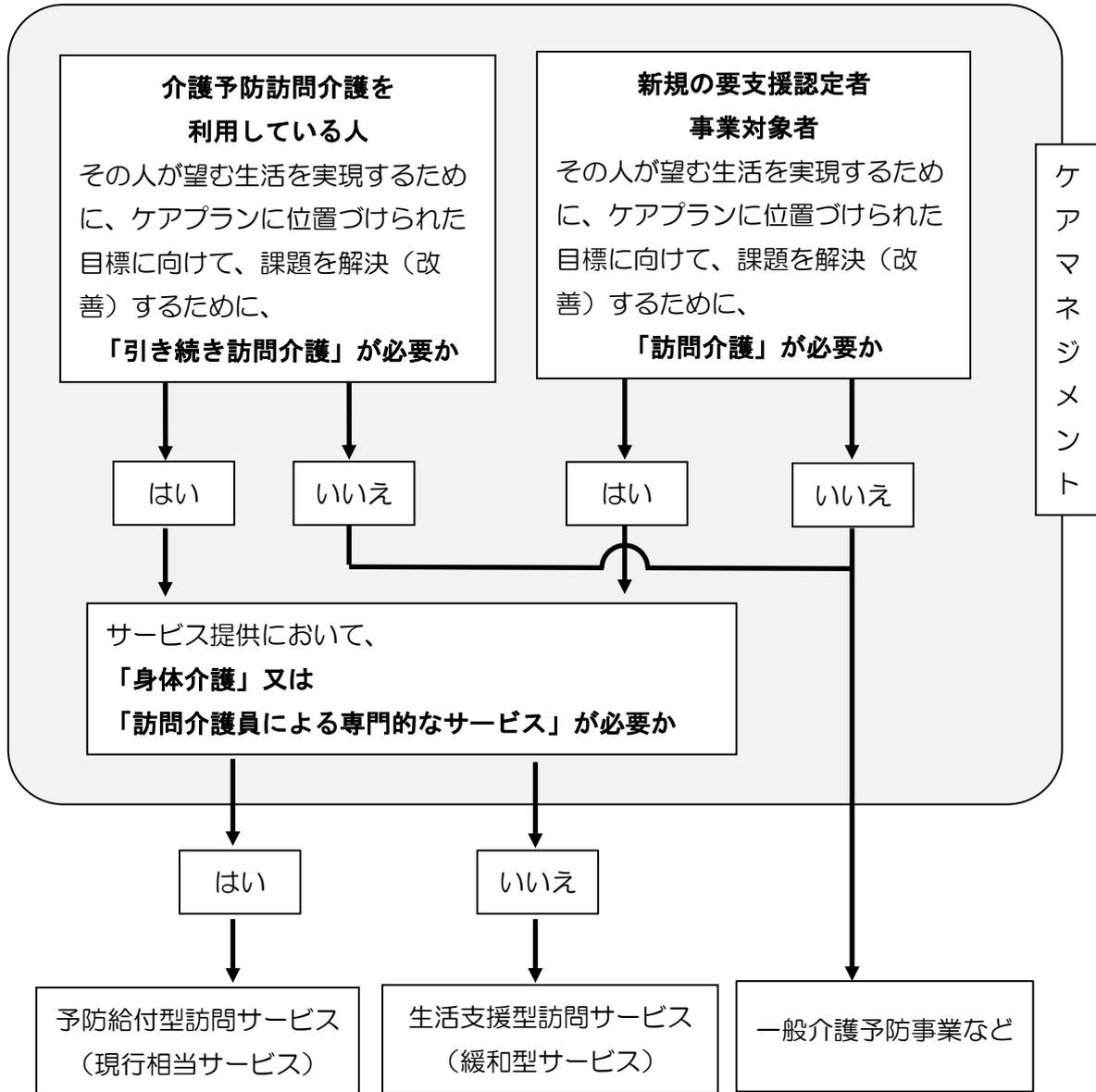
- ①排泄・食事介助
- ②清拭・入浴、身体整容
- ③体位交換、移動・移乗介助、外出介助
- ④起床及び就寝介助
- ⑤服薬介助
- ⑥自立支援のための見守りの援助

生活援助

- ①掃除
- ②洗濯
- ③ベッドメイク
- ④衣類の整理・被服の補修
- ⑤一般的な調理、配下膳
- ⑥買い物・薬の受け取り

【和歌山市の訪問型サービスの利用の流れ】

○「和歌山市における自立と自立支援の定義」に沿って、適切な介護予防ケアマネジメントにより、必要な支援の内容と回数等を決定します。

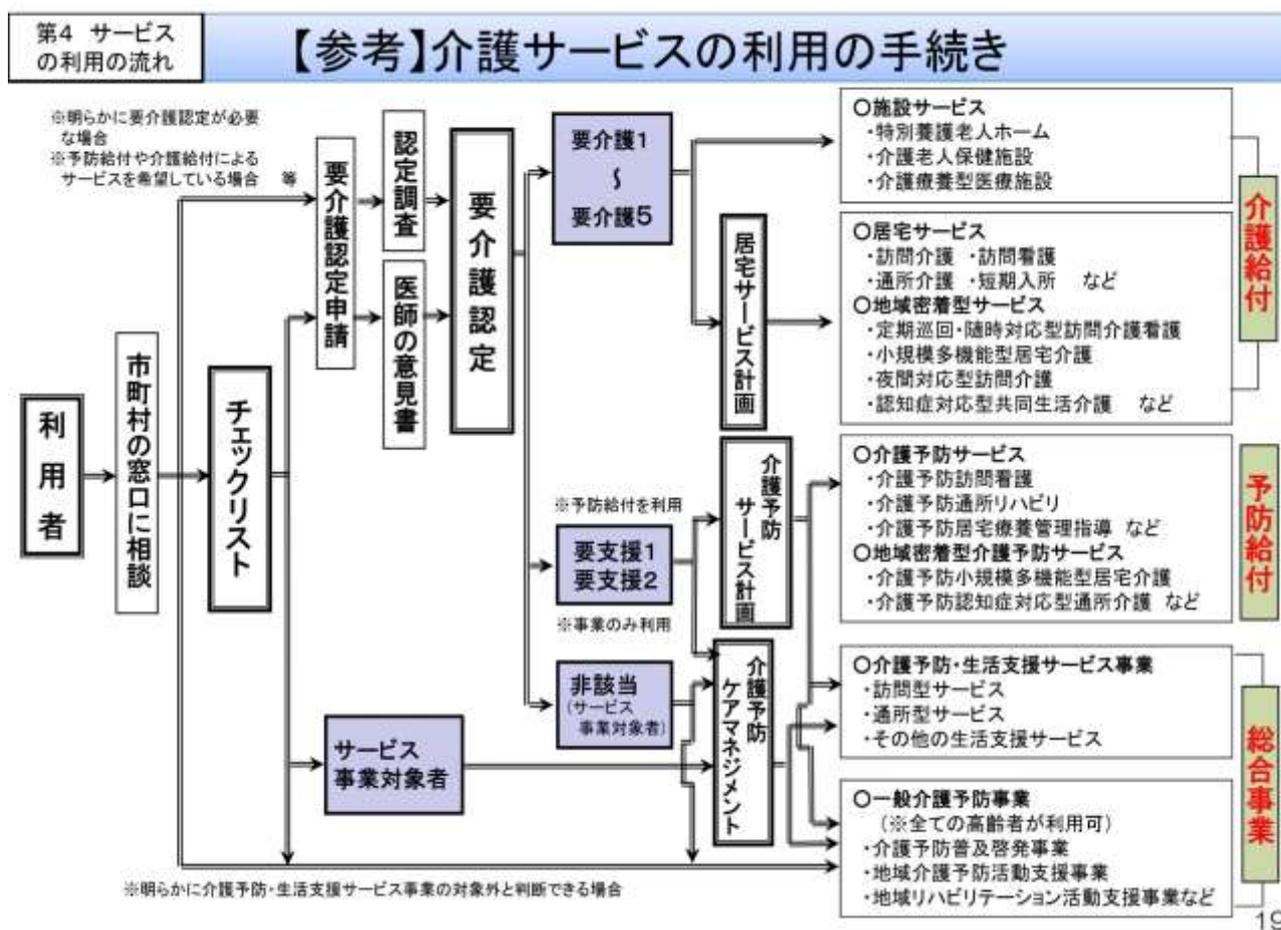


5. 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが要支援者及び基本チェックリストにより事業対象者と判断された方（以下要支援者等という）に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるよう支援するものです。

また、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことも重要です。

本市では、「和歌山市における自立と自立支援の定義」に沿ってケアマネジメントを行っていきます。



6. 請求等について

(1) 請求の流れ

国保連合会に請求する流れは変わりませんが、サービスコードや請求様式が変更になります。平成29年4月以降に、総合事業に移行した方の訪問型サービス・通所型サービスについてのみ、新たなサービスコード（A1～A3、A5～A7）で請求してください。

平成29年度中は、予防給付の方と総合事業の方が混在します。給付管理のサービスコードは、「介護保険の予防給付のサービスコード」と「総合事業サービスのサービスコード」の2種類存在しますのでご注意ください。

(2) サービスコード

① 介護予防・生活支援サービス事業の現行相当サービス

事業所		サービスコード
みなし指定事業所 (平成27年3月31日時点で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所)	訪問型サービス	A1 (平成30年3月31日まで)
	通所型サービス	A5 (平成30年3月31日まで)
それ以外の事業所 (平成27年4月以降に指定された事業所)	訪問型サービス	A2
	通所型サービス	A6

② 緩和型サービス

事業所		サービスコード
すべての事業所	訪問型サービス	A3
	通所型サービス	A7

(3) サービス併用の可否

		緩和型サービス	
		訪問型サービス (生活支援型訪問サービス)	通所型サービス (短時間型通所サービス)
現行相当サービス	訪問型サービス (予防給付型訪問サービス)	併用不可	併用可
	通所型サービス (予防給付型通所サービス)	併用可	併用不可

和歌山市における自立と自立支援の定義（暫定的確定）

『自立』とは、心身機能の維持向上に努め、社会の中で役割を持ち、主体的な自己決定に基づいた、自分らしい生活を継続できること。

『自立支援』とは、自分らしい生活をイメージできるように、その人の可能性と環境を知り、本人だけではなく、家族や地域を含めた支援者で共有する。そして、その人の改善の可能性を理解し、その能力を引き出すために、総合的な資源を活用して、自分らしい生活を継続できるようにすること。